

佐渡市地域循環共生圏の創造による 持続可能な島づくり推進条例 逐条解説

2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画において、国際連合「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」や「パリ協定」といった持続可能な社会に向けた国際的な潮流や国内でも複雑化する環境、経済及び社会の課題を踏まえ、「地域循環共生圏」が提唱された。

一方、社会や環境等に適応しながら営まれた農業や生物多様性の保全、また、それらとともに育まれてきた文化や景観を継承することを目的とした世界農業遺産（GIAHS）の認定から10年が経過した本市では、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」を基本理念に掲げた最上位計画の「佐渡市総合計画」を多くの市民等の参画を経て策定した。

ここに、私たちは、2022年5月に国から「SDGs未来都市」に選定された自覚を深め、2030年の目標達成に向けて、SDGsや地域循環共生圏の考え方を理解し、将来あるべき姿や希望を共有するとともに、目標達成に向けた取組を推進し、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、あらゆる人たちが活躍できる持続可能な地域社会を築き、離島佐渡から日本の「SDGsモデル」を世界に発信していくことを決意して、この条例を制定する。

前文

【趣旨】

・この条例を制定するに当たって、皆さんに参加と協働による持続可能な島づくりについて理解してもらえよう、前文を設けました。前文では、この条例制定の背景や基本的な考え方などを示しています。

【説明】

・これまで私たちは文明の発達に伴い利便性を追求し、急激な経済発展を優先してきました。その結果、地球温暖化や自然災害の増加、生態系への影響など、地球規模での環境問題が深刻化しています。しかし、私

たちの社会は、「環境」のうえに成り立っており、これからは環境問題への取組と、経済発展を両立させていく必要があります。世界的にも、経済を発展させるためには、環境を保全し、経済発展の資源となる自然資本を持続可能にしなければならないという認識が主流になっています。

・「第五次環境基本計画」とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）の採択や、同年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議におけるパリ協定の採択を踏まえ、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の考え方を取り入れ、2018年（平成30年）4月に閣議決定された第五次となる政府の計画です。

・一方、自然環境に恵まれた本市では、トキとの共生を目指し、田んぼの生態系に配慮した「生き物を育む農法」の取組や棚田などの美しい景観、昔から受け継がれている伝統的能文化が評価され、島全体が「トキと共生する佐渡の里山」として2011年（平成23年）6月に日本で初めて世界農業遺産に認定され、10年が経過しています。

・2022年（令和4年）3月には、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」を基本理念に掲げた市の最上位計画となる「佐渡市総合計画」を、意見交換会やワークショップ、アンケート調査など、多くの市民の方々の参画を賜り策定しました。

・2021年（令和3年）11月には、地域循環共生圏の創造とSDGsを推進する「ローカルSDGs佐渡島宣言」を行い、2022年（令和4年）4月には「脱炭素先行地域」に選定、5月には「SDGs未来都市」に選定されました。また、10月には生物多様性の減少傾向を食い止め回復に向かわせる「ネイチャーポジティブ宣言」を行いました。

・これらの全てにおいて、地球上の「誰一人取り残さない」世界の実現を理念に、環境、経済、社会等に関する17のゴールを定めたSDGsの考え方と、自然景観等の地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより地域の活力が最大限に発揮されることを目指す地域循環型社会の考え方を理解して取り組んでいくことが重要です。

・そこで、市民・事業者・行政など多くの関係者が連携しながら、子ど

もからお年寄りまで、誰もがいきいきと輝き、豊かに安心して暮らし続けられる社会を実現していく推進力とするため、持続可能な島づくりを目指す理念条例を制定し、離島佐渡から日本の「SDGsモデル」を世界に発信していくことの決意を表明しています。

・また、この条例では、SDGsの国際目標が2030年であることから、附則以外を西暦で統一しています。

（目的）

第1条 この条例は、SDGs及び地域循環共生圏の考え方を取り入れ、ステークホルダーが相互に連携し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、豊かで持続可能な島づくりの実現に資することを目的とする。

【趣旨】

・この条例を制定する目的を定めており、運用の指針となるものです。

【説明】

・地域社会を取り巻く諸課題を解決するためには、行政機関のほか、市民、民間企業、民間団体、NPOなど、本市といろいろな関わりを持つ人や団体（ステークホルダー）が、それぞれの異なる立場からSDGsの達成に向けて連携・協力し合い、社会変化に伴う様々な課題に対して新たな視点や知恵、経験、資源を結集し、枠組みにとらわれず解決に取り組むことが重要です。

・自らのやりがいや楽しさを感じながら、新たな魅力や地域価値の創出を図る「豊かで持続可能な島づくりの実現」につなげることを、この条例の目的として規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域循環共生圏 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限

活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものをいう。

- (2) SDGs Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月に開催の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。
- (3) パリ協定 2015年12月にフランス・パリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組みをいう。
- (4) ステークホルダー 市がSDGsの達成に資する施策を推進する過程に関わる市民、民間企業、民間団体、NPO、行政機関その他の多様な主体をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業及び活動を行う者、その団体及びその関係者をいう。

【趣旨】

・この条例の用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。なお、この用語の意義は、この条例の中でのみの定義です。

【説明】

<(1) 地域循環共生圏>

・「地域循環共生圏」は、ローカルSDGs（地域でのSDGsの実践）とも呼ばれており、環境・経済・社会をバランスよく発展させながら、いつまでも住み続けられる地域づくりや地域の活性化を実現するという考え方です。本市でも、少子高齢化や人口減少、地域の衰退等の課題に直面する中、地域が多様性を維持しつつ、主体性を持って環境・経済・社会問題の同時解決に取り組み、自立分散型社会に向けた施策を展開することが重要であると考えています。

<(2) S D G s >

・「S D G s」とは、環境問題や貧困、不平等、教育、経済成長など、世界の様々な問題を根本的に解決し、全ての人たちにとってより良い世界をつくるための、国際社会の共通目標です。2015年（平成27年）9月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発に関するサミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、世界各国の政府によって採択されました。このなかに、2030年までに達成すべきS D G sの17の目標が示されています。

<(3) パリ協定>

・「パリ協定」とは、2015年（平成27年）12月にフランス・パリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議（C O P 21）で採択され、2020年（令和2年）以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組みです。温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が世界共通の長期目標として掲げられています。

<(4) ステークホルダー>

・この条例でいう「ステークホルダー」とは、「市がS D G sの達成に資する施策を推進する過程で関わる市民、民間企業、民間団体、N P O、行政機関その他の多様な主体」をいいます。市内外を問わず幅広いパートナーシップのもと、自らの地域課題を自主的に解決することで持続可能な島づくりにつながるものと考えています。

<(5) 事業者等>

・この条例でいう「事業者等」とは、市内において事業や活動に責任を持つ個人事業者や法人をいいます。「その関係者」とは、従業員など働く者をいいます。

（基本理念）

第3条 この条例の推進に当たっては、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) 環境、経済及び社会を統合的に向上させ、人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能な島を目指すこと。

- (2) S D G s に掲げる「誰一人取り残さない」の基本理念及び17のゴール（目標）を取り入れること。
- (3) トキ及び佐渡金銀山をはじめとした佐渡独自の歴史・文化の継承を実現する島づくりを18番目のゴール（目標）に掲げて推進すること。
- (4) 前3号の基本理念及び目標をステークホルダーが様々な活動に取り入れ、その達成に向けて力を合わせて取り組むこと。

【趣旨】

・「地域循環共生圏」の実現のため、土台や前提となる考え、重要な考え、強調したい考えを基本理念として定めています。

【説明】

・第1号では、「環境、経済及び社会を統合的に向上させ、人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能な島を目指すこと」として、自然環境への負荷を最小限に抑えながら地域固有の資源や本市の持つ強みを賢く使い、地域経済・地域社会をより活性化させ、職業、経済状況、国籍、文化的背景など、個人の多様性を認め合い、支え合い、それぞれの地域の特性に応じて他地域と資源を補完し合いながら、全ての人々が、経済的、社会的に豊かで安心して暮らせる島づくりを目指していくことを規定しています。

・第2号では、この条例の推進に当たっては、世界共通のS D G s に掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念及び17のゴール（目標）を取り入れることを規定しています。

・第3号では、トキや佐渡金銀山をはじめとする本市ならではの歴史・文化への理解を深め、誇りと愛着を持って次世代へ継承する島づくりを、本市の18番目のゴール（目標）として推進することを規定しています。

・市民をはじめ、多くの方々の参画を経て2022年（令和4年）3月に策定した「佐渡市総合計画」では、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」を基本理念に掲げています。また、「S D G s 未来都市」においても「人が豊かにトキと暮らす黄金の里山・里海文化、佐渡」として国からの選定を受けています。

・第4号では、前3号の基本理念及び目標をステークホルダーが様々な活動に取り入れ、その達成に向けて力を合わせて取り組むことで、地域循環共生圏の実現が進むものと考えて規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に則り、第1条の目的達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、各種計画等を実施する場合には、本条例との整合を図るよう努めるものとする。

3 第1項の場合において、市は、本市の実情を把握するとともに、他のステークホルダーと協力して効果的に施策を実施するものとする。

4 市は、施策を実施するときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

・地域循環共生圏の考え方に基づいた島づくりを進めるうえで、市の果たす責務について定めています。

【説明】

・この条例において、「市」とは佐渡市の行政機関のことをいいます。

・市には、この条例で規定する地域循環共生圏の実現に向けた取組を主体的に担う責任と、条例で規定したことを果たす責任があります。「地域循環共生圏」の実現に向けて、本市の課題を的確にとらえ、課題解決に向けた施策を展開する責務があることから、「第1条の目的達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」と規定しています。

・市では、佐渡市総合計画をはじめとする各種計画等においてSDGsの考え方を取り入れ、その達成に向けた施策を展開しています。市が策定する計画等は、本条例の基本理念との整合性を図るべきものと考えことから、第2項において「市は、各種計画等を実施する場合には、本

条例との整合を図るよう努めるものとする」と規定しています。

・施策を実施するに当たっては、本市の実情を的確に把握するとともに、行政だけで施策を進めるのではなく、市民、事業者等と一緒に取り組むことによって、その目標を達成できるものと認識しています。そのような環境をつくることは市の責務と考えていることから、第3項において「本市の実情を把握するとともに、他のステークホルダーと協力して効果的に施策を実施するものとする」と規定しています。

・施策を実施するときは、市民等と対話し、意見をいただきながら進める必要があり、財政上の措置も必要な場合があるため、第4項において「施策を実施するときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定しています。

（市民の役割）

第5条 市民は、SDGsへの関心と理解を深めるとともに、家庭、地域、職場等での日常活動において、SDGsの推進に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 市民は、他のステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

・この条例における、市民の役割について定めています。

【説明】

・この条例において、「市民」とは、本市に住んでいる人（住民票の有無を問わず）をいいます。

・「責務」ではなく「役割」としているのは、市民は地域循環共生圏の実現に向けて自立的、自主的に取り組むことが期待されており、市や事業者等とともに取組を進めていく役割を担うものと考えています。

（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、それぞれの事業及び活動において、SDGsの推進

に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、他のステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- ・この条例における、事業者等の役割について定めています。

【説明】

- ・「責務」ではなく「役割」としているのは、事業者等は地域循環共生圏の実現に向けて自立的、自主的に取り組むことが期待されており、市や市民とともに取組を進めていく役割を担うものと考えています。

（広報及び啓発）

- 第7条 市は、市民や事業者等のSDGsの推進に資する自主的な取組を促進するために、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

- ・SDGsを推進するには、市民や事業者等の関心を高め、多くのステークホルダーに関わってもらう必要があります。そのためには、市が様々な情報発信を行う必要があることを定めています。

【説明】

- ・SDGsを推進するための自主的な取組には、地域循環共生圏に関わる情報を広く発信することが重要です。
- ・市民や事業者等の意識を啓発し、また、取組に対する理解を得て同じビジョンに向かって多くの関係者が行動を起こすように努める必要があります。
- ・そのために必要な広報活動は、市が主体的に取り組んでいくことを規定しています。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

・「附則」とは、法令の最後の部分に置かれるもので、その法令の施行期日、その法令の施行に伴って必要となる経過措置など、その法令の付随的内容を定めています。

【説明】

・この条例を令和 5 年 4 月 1 日から施行することを定めています。